年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月1日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年9月1日まで

中学校(当時は尋常高等小学校)を卒業し、昭和17年4月にA事業所 (同社は、昭和18年4月にB事業所からA事業所に社名変更)に入社し た。

A事業所では機械の組立てなどを担当しており、終戦放送は同社の消防屯所で聞いた。

昭和17年4月1日から20年8月31日に自己都合で辞めるまで、A事業所に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録は19年2月22日に退職したことになっている。

同社に昭和 20 年 8 月 31 日まで勤務していたことは間違いないので、 厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の「写真に写っているのは自分と申立人で、A事業所の寮の同僚と撮影したものである。」との証言及び別の元同僚の「同社の事業所内で終戦放送を聞いた。」との証言が、申立人の主張とおおむね一致していることから、申立人が申立期間において同社で勤務し、昭和 20 年8月まで同社に在籍していたものと推認される。

また、申立人に係る社会保険庁の資格喪失記録は、A事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿に記載された記録によるものであるが、当該名簿には申立人の資格喪失日は記載されておらず、申立人の労働者年金保険の

記号番号の1番前の被保険者に係る資格喪失日(昭和19年2月22日)と同じであることを示す「〃」が記載されていることによるものと推認される。しかし、同事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿に記載された記録の基となったB事業所の同名簿をみると、申立人の労働者年金保険の記号番号の1番前の被保険者の資格喪失日は記載されているものの、申立人の資格喪失日は記載されていないことから、社会保険庁における申立人の資格喪失日に係る記録管理が適切に行なわれていなかったものと推認される。

さらに、A事業所の労働者年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、同上であることを示す「″」の記載のある者(3人)の記録をみると、同名簿に記載された資格喪失日(昭和20年10月15日)とは異なる日(20年10月5日)が社会保険庁の記録とされている者(1人)が確認できる。

加えて、A事業所の労働者年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者 300 人のうち、申立人の前後 100 人について、同名簿の記載内容と社会保険庁の記録を対比すると、i) A事業所で資格取得しているにもかかわらず、関係のない事業所で資格取得し、かつ、資格喪失日が同社の全喪日(昭和 24 年 4 月 1 日) 以降の日(26 年 4 月 1 日) となっている者(1人)、ii) A事業所及びB事業所に係る名簿に記載されていない日が資格喪失日となっている者(3人)、iii) A事業所の名簿に記載された資格喪失日以降も標準報酬月額の見直しがなされた記載のある者(5人)等、申立人以外にも、社会保険庁における記録管理が適切に行なわれていなかったものと推認される状況が散見される。

これらを総合的に判断すると、申立人が、A事業所において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 20 年 9 月 1 日に喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 19 年1月の社会保険事務所の記録から、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年8月21日まで

昭和37年4月1日にA社C支店に入社してから平成16年1月13日まで、支店間を異動することはあったが、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が、昭和37年8月21日とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社会保険台帳、在職証明書及び同社の証言等により、申立人は、昭和37年4月1日から平成16年1月13日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録により、A社C支店が厚生年金保険の適用 事業所となる昭和38年3月1日までの期間において、同社C支店の従業員 については、同社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた ことが確認できることから、申立人についても、同社B支店における資格 取得日を37年4月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月のD健康保険組合の記録及び同年8月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所に昭和37年8月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から同年8月21日まで

昭和37年4月1日にA社C支店に入社してから52年1月まで、同支店で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日が、37年8月21日とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社会保険台帳、在職証明書及び同社の証言等により、 申立人は、昭和37年4月1日から52年1月10日まで同社に継続して勤務 し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録により、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となる昭和38年3月1日までの期間において、同社C支店の従業員については、同社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことが確認できることから、申立人についても、同社B支店における資格取得日を37年4月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年4月のD健康保険組合の記録及び同年8月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

ついては、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日を 誤って届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所に昭和 37 年8月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立 人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和6年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月から37年7月まで

職業安定所の紹介で昭和36年1月から37年7月までA社に勤務し、 厚生年金保険の保険料をかけていたにもかかわらず、被保険者となって いないことに納得がいかない。

申立期間について継続して勤務していたことは間違いないので、厚生 年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言等により、時期は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、複数の同僚に照会しても、申立期間すべてにおいて、申立人がA社に勤務していたことを確認することができない上、当時一緒に勤務していたとする同僚(二人)の厚生年金保険の記録により、これら同僚が申立期間後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社後の一定期間、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと推認される。

また、申立人は、当初、B社を退職した直後にA社に採用されたとしているが、その後当委員会からの照会に対し、A社に採用される前に失業保険を受給していたことを示唆する回答をしており、当時は最長 180 日分の失業手当を受給できたことが確認できることから、申立期間のすべてにおいて、同社で勤務していない可能性がある。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から37年2月まで

② 昭和37年4月20日から同年7月8日まで

申立期間①について、昭和33年4月から37年2月までA市のB事業 所に住み込みで働いていた。

申立期間②について、B事業所を一度退職した後、再び昭和37年4月20日から同年7月8日まで勤務していた。37年に胃潰瘍でC病院に1か月以上入院したときに健康保険証を使用した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者になっているはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時の同僚の証言により、時期は特定できないが、申立人がB事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録では、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない上、当時の同僚は、B事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと証言しており、事実、申立期間において、複数の同僚が厚生年金保険に加入しておらず、このうちの一人は昭和 36年4月以降国民年金に加入していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、当該期間においてC病院に入院し、B事業所の健康保険証を使用したと主張しているが、当該事実が確認できない上、同工場を退職後に就職したD事業所に係る被保険者原票照会回答票により、胃潰瘍による労務不能のため、昭和37年10月7日から52日間

傷病手当金を受給していることが確認できることから、申立期間②において、B事業所において健康保険に加入していたとする申立人の主張は、思い違いと推認される。

加えて、申立期間①及び②のいずれの期間においても、申立人が厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与 明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月29日から同年10月1日まで

昭和38年4月から同年9月30日までA社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が同年9月29日で喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の人事記録や社会保険の届出等に関する資料を廃棄している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した同僚(6人)及び当時の経理・社会保険担当者に照会しても、申立人が同社に勤務していた期間や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

また、申立期間当時、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の中には、月の途中で被保険者資格を喪失している者が複数名みられるなど、申立人の資格喪失日が昭和38年9月29日となっていることについて不自然な状況はうかがえない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から31年4月1日まで

昭和30年4月からA事業所に勤務した。2か月ほど試用期間があったので、同年6月ごろから厚生年金保険に加入したはずであるが、A事業所での資格取得日が31年4月1日となっている。

申立期間についてもA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、昭和 19 年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、29 年 3 月 27 日に全喪し、31 年 4 月 1 日に再度、適用事業所となっている。このため、申立期間は、A事業所が適用事業所となっていなかった期間である上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人が、自分よりも先にA事業所で働いていたとする同僚についても、厚生年金保険の資格取得日は昭和31年4月1日となっている。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。